

平成 29 年 6 月 30 日
公益財団法人日本豆類協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当協会は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正国家公務員法等の規定に照らし、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要となる「国と特に密接な関係がある」公益法人には該当しませんので、その旨公表いたします。

なお、本件に関するお問い合わせがある場合は、当協会ホームページのお問い合わせフォームにお問い合わせ内容その他所要事項をご入力の上、ご送信くださいますようお願いいたします。

○当協会ホームページの URL

<http://www.mame.or.jp/>

○同上的お問い合わせフォームの URL

<https://g301.secure.ne.jp/~g301048/common/contact.html>

（参考） 本件に関する改正国家公務員法等の規定

- 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条
- 職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条